

平成16年 4月22日

鳥取労働局長
中国電力(株)倉吉電力所長

移動式クレーン等の送電線への接近による 感電災害の防止について（お願い）

建設工事等の屋外作業において、移動式クレーン・くい打機・機械集材装置等（以下「移動式クレーン等」という）を送電線に近接する場所で使用中に、その機体・ワイヤーロープ等が送電線に接近して起こる感電災害が依然として後を絶ちません。

感電災害は重大災害の発生率が極めて高く、都市の過密化及び周辺地域の市街化により、不意の停電による社会的混乱の度合も増大しています。

つきましては、この種災害防止の徹底を図るため、関係作業場の監視指導にあたっては、労働安全衛生規則第349条（工作物の建設等の作業を行なう場合の感電の防止）及び第570条第1項（架空電路に近接して鋼管足場を設けるときの架空電路との接触防止）に定める事項はもとより、下記の事項を十分留意の上、万全を期していただくようお願いいたします。

記

〔労働省労働基準局長指導文書 昭和50年12月17日付け 基発第759号〕に基づき以下の事項を守ってください。

1. 送電線に対して安全な離隔距離を保ってください。

労働基準局長指導文書による離隔距離に、目測による誤差や機械の惰性等に対する余裕を付加した、下表に示す安全作業に必要な離隔距離を保ってください。

送電線の電圧	安全作業に必要な離隔距離
33,000V以下	3.0m以上
66,000V	4.0m以上
110,000V	5.0m以上
220,000V	6.0m以上
500,000V	11.0m以上

2. 監視責任者を配置してください。

移動式クレーン等を使用する作業について適確な作業指揮をとることができる監視責任者を当該作業現場に配置し安全な作業の遂行に努めてください。

3. 作業計画の事前打ち合わせをしてください。

この種作業計画の作成に当たっては、事前に中国電力と作業日程・方法・防護措置・監視の方法・中国電力の立会い等について十分打ち合わせしてください。

4. 関係作業員に対し、作業標準を周知徹底してください。

関係作業員に対し感電の危険性を十分周知させるとともに、その作業標準を定め、それにより作業が行なわれるよう必要な指導を行なってください。

連絡先（中国電力株式会社・重機作業関係）

- | | | |
|---------------------|------|------------------|
| ・東部地区 ★鳥取電力センター 送電課 | 平日昼間 | TEL0120-969-257 |
| | 休日夜間 | TEL090-1189-8138 |
| ・中部地区 ★倉吉電力所 送電課 | 平日昼間 | TEL0120-969-316 |
| | 休日夜間 | TEL090-8241-1137 |
| ・西部地区 ★米子電力センター 送電課 | 平日昼間 | TEL0120-939-915 |
| | 休日夜間 | TEL090-3889-4276 |